

収入
印紙

工事請負契約書

(工事内容追加変更確認書)

年 月 日

発注者及び請負者は、この工事請負契約書及び別紙の
工事請負契約約款に基づき、工事請負契約書を締結します。

ご契約No. 0000000000

注文者 (お客様)

ご住所

ご氏名

印

(以下甲という)

請負者

住所

会社名

代表者名

電話番号

印

(以下乙という)

請負代金

※代金表示の先頭には必ず
¥マークを記入すること

円也 (税込)

工事代金 円 消費税 (10%) 円

工事件名			
対象見積書	別紙見積 参照		
現場住所			
工事内容			
工事期間	着工 :	年	月 日
	完成 :	年	月 日
引渡日	年	月	日
契約形態	1. 基本契約 2. 追加 3. 変更 4. その他 ()		
工事代金			集金・振込・ローン
合計			
備考	担当者 :		

(融資利用の特約)

第1条 注文者は、建築請負代金の一部に表記の融資金を利用する場合、速やかにその融資の申込み手続きを行います。

2 前項の融資が否認された場合、請負者は注文者との本契約を解除する事ができます。

3 前項により本契約が解除された場合、前2項にかかわらず、請負者は受領した代金を無利子で、

速やかに注文者に返還するものとします。

※個人情報保護法に関することは、別紙に記載してあります。

工事請負契約約款

第1条 (総則) 甲及び乙は、互いに協力して信義を守り、誠実に甲乙間の工事請負契約書及びこの約款(以下総称してこの契約という)を履行する。

第2条 (請負者) 乙はこの工事の図面及び仕様書により、表記の請負代金をもって、表記工事期間内に工事を完了しなければならない。乙はこの契約の締結後であっても、図面または仕様書について、疑いを生じたとき、または適当でないと思えたときは、その部分の着手前にあらかじめ申し出、甲の指示を受け、重要なものは甲乙協議して定める。乙は契約締結に際して、工事費内訳明細書及び工程表を甲に提出してその承認を受けなければならない。

第3条 (一括委任と一括請負) 乙は、別途法令に定めのない限り、あらかじめ甲の書面による承諾を得ることなく工事の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができる。

第4条 (権利義務の承継等) 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させ、または契約の目的物や工事現場に搬入した検査済みの工事材料などを売却し、貸付し、もしくは抵当権その他担保の目的物に供することはできない。

第5条 (工事関係者についての異議) 甲は、乙の工事関係者のうち工事の施工または管理について著しく適当でないと思えた者があるときは、その理由を明示して乙に異議を申し立て、またはその交代を求めることができる。

第6条 (工事の変更、中止等) 甲は、特定商取引に関する法律(以下特定商取引法という)、その他の法令及びこの契約に基づき権利を有する場合を除き、原則として工事内容を変更し、または工事着手を延期し、もしくは工事の一時中止の申し出をしないものとする。乙は甲にやむをえない事情があると認められる場合に限り、これらの甲の申し出を誠意をもって協議するものとし、甲の申し出の内容によって請負代金または工期を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、工事内容追加変更確認書を取り交わすものとし、乙はこの調印をもって当該変更後の工事に着手するものとする。またこれにより乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定める。

第7条 (乙の請求による工期の延長) 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良、その他乙の責に帰することができない事由または正当な事由により、工期内に工事を完成することができないときは甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は甲乙協議して定める。

第8条 (請負代金の変更) 工期内に租税公課、物価、賃金等の変動により、請負代金が明らかに不適当であると認められるに至ったときは、乙は甲に請負代金の変更を求めることができる。この場合、請負代金の変更については甲乙協議して定める。

第9条 (一般的損害) 第11条(不可抗力による損額)を除き、工事完成引渡しまでに工事目的物または工事現場に搬入した検査済みの工事材料その他施工等について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第10条 (第三者の損害) 乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責を負う。但し、騒音・振動・臭気その他通常工事に伴って発生する事由又は、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第11条 (不可抗力による損害) 天災その他甲乙のいずれにもその責を帰することができない事由によって工事目的物、または工事現場に搬入した検査済みの工事材料について損害を生じたときは、甲及び乙は、事後発生後遅滞なくその状況を相手方に通知しなければならない。この損害については、乙が善良な管理者の注意義務を履行したと認められるときに限り、その損害額が請負代金の10分の1を超えるものについては、その超過額を甲が負担する。損害額は甲乙協議して定めるものとし、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を控除したものを損害額とする。

第12条 (増改築工事) 乙が甲より増改築工事の申込みを受けた場合は、設計・施工に先立って乙は契約の対象となる甲の建物を事前に調査しなければならない。なお当該調査にもかかわらず乙が調査時点で建築業界一般に普及している調査方法・技術によって十分な注意を払って調査してもなお、発見できなかった既存建物の不都合が増改築工事において発見され、これに伴う補強、補修に相当する費用及び工期を要する場合、乙はこの費用及び工期の変更を甲に請求することができる。

第13条 (検査等) 乙は、工事が完了したときは、甲の立ち会いのもとに検査を行う。検査に合格しないときは、乙は工期内にこれを補修または改造して甲の検査を受ける。乙は、引渡日までに、仮設物の取り払いその他跡片付けなどの処置を行わなければならない。

第14条 (履行遅滞違約金) 乙が、甲の責によらず、引渡日までに工事の完成引渡しができないときは、甲は遅滞日数について請負代金(工期内に部分引渡しがあったときは、その部分に対する請負代金相当額を控除した金額)の年6%に相当する額の違約金を乙に請求するか、又は法令に基づき損害賠償請求を乙に対して行うことができ、また甲が請負代金の支払い(前払金または部分払いの支払いを含む)を遅滞しているときは、乙はその遅滞金額につき、年6%の割合の遅延損害金を甲に請求することができる。この場合、乙は甲の履行がなされるまでの間、工事目的物の引渡しを拒むことができる。なお、この間において乙が自己のものと同一の注意をして管理してもなお工事目的物に損害が生じたときは、この契約が特定商取引法の適用を受けないものである場合には、その損害は甲が負担するものとし、また、工事目的物の引渡しまで管理のため特に要した費用は甲の負担とする。乙が履行の遅滞にあるときに工事目的物に生じた損害は乙の負担とし、天災その他不可抗力などの理由によってその責を免れることはできない。

第15条 (甲の解除権)
第1項 甲は、この契約締結後、乙に書面により通知することによりこの契約を解除することができるものとし、これによって生じる乙の損害を賠償する(但し、この契約が特定商取引法の適用を受ける場合で、着工前に解除する場合は乙がこの契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に年6%の割合の遅延損害金を加えた額、着工後に解除する場合は既に乙が実施した工事の対価に年6%の割合の遅延損害金を加えた額をそれぞれ超えないものとする)。
第2項 甲は(1)乙が、正当な理由なく、着工日を過ぎても工事に着手しないとき、(2)乙が、正当な理由なく工程表より著しく工期が遅れ、工期内または期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき、(3)乙が第3条の規定に違反したとき、(4)その他乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるときのいずれかの場合には、この契約を解除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議の上清算する。

第3項 この契約が特定商取引法の適用を受ける場合、甲は、「契約内容を明らかにする書面」を受領した日(但し、この日より前に「申込みの内容を記載した書面」を受領した場合はその書面を受領した日から起算して8日間は、書面により、この契約を解除することができる。この場合、甲は何らの損害賠償義務も負わず、また既に請負代金を支払っている場合は、その金額の払い戻しを受けることができ、また建物等の原状回復を無償で行うよう求めることができる。

第16条 (乙の中止または解除権)
第1項 甲が契約金、着手金、中間金又は最終金の支払いを遅滞し、乙において相当の期間を定めて催告しても、なおその支払いが履行されないときは、乙は工事を中止することができる。

第2項 乙は(1)乙の責に帰しえない事由による工事の延期または中止期間が工期の3分の1以上または2ヶ月以上になったとき、(2)甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の1以上減少したとき、(3)甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められたとき、(4)甲が請負代金の支払い能力を欠くことが明らかとなったとき、(5)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属する、または関係があると認められるときのいずれかの場合には、この契約を解除することができるものとし、甲に損害の賠償を求めることができる(但し、この契約が特定商取引法の適用を受ける場合は、既に乙が実施した工事の対価に年6%の割合の遅延損害金を加えた額を超えないものとする)。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議の上清算する。

第17条 (融資利用)
第1項 甲は、請負代金の一部に充当するため乙の加盟するフランチャイズチェーンの本部(以下FC本部という)が指定する金融機関からの融資(以下融資という)を利用する場合、この契約締結後速やかに融資に必要な手続きを行うものとする。
第2項 前項の場合で万一融資の承認が得られないときは、その理由のいかんを問わず、甲乙いずれか一方よりこの契約を解除することができる。この場合、乙が既に受領済の請負代金がある場合は、乙は当該受領済の請負代金の全額を無利子で、速やかに甲に返還するものとする。

第18条 (完成引渡し) 乙は工事完成後、甲の支払遅滞その他正当な理由がある場合を除き、速やかに甲に引渡しを行うものとする。引渡しは乙の定める書式により甲乙間に「工事完了確認受領書」及び「工事完了お引渡書」が交換されることによって成立する。

第19条 (隠れた瑕疵の対応、工事保証) 乙は、甲に引渡しした工事目的物に隠れた瑕疵があるときは法令の定めに基づき対応する。また、乙は、甲の乙に対する工事代金の支払い完了後、甲に対して工事保証書を発行し、この保証書に定める保証約款に基づいてアフターサービスを行うものとする。

第20条 (個人情報の取扱いに関する同意) 甲は、個人情報の取扱いに関し、以下の内容に同意する。
①乙が、この契約の履行及び工事代金の回収のため、甲の個人情報を利用すること。
②乙が、FC本部に対して、甲のために行なった工事及びアフターメンテナンスに関する情報、甲のこの契約に関する客観的事実に基づく情報ならびに甲の個人情報を提供、登録すること。
③乙及びFC本部が、甲に総合工事業、職別工事業(設備工事業を除く)及び設備工事業、また、乙及びFC本部が行う事業における商品、サービスに関する情報を提供するために甲の個人情報を利用すること。
④この契約に係る取引上の判断にあたり、甲の支払能力の調査のため、信用情報機関に照会、確認し、甲の個人情報を信用情報機関に提供すること。
⑤甲の個人情報が、FC本部が提携する損害保険会社及びその代理店に提供、登録されこれらの者により、この契約に基づく工事の損害保険に関する事項に利用されること。
⑥甲の個人情報が、FC本部から情報処理委託業者に提供され、当該情報処理委託業者においてFC本部の委託に基づき適正に管理、処理されること。
⑦前各号のほか、個人情報の保護に関する法律に従い、乙及びFC本部が、甲の個人情報を取扱うこと。

第21条 (個人情報の開示、訂正、削除)
第1項 甲は、乙に対して乙が持つ甲の個人情報を開示するよう請求することができる。
第2項 前項の開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、甲は、乙に対して当該情報の訂正、追加または削除の請求ができる。

第22条 (宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出) 甲は、乙に対して、乙及びFC本部による商品、サービスに関する情報の通知を中止するよう申し出ることができる。

第23条 (紛争の解決) この契約について紛争が生じたときは、当事者は乙の本店所在地を管轄する裁判所で紛争解決を図るものとする。

第24条 (補足) この契約書及び約款に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。

以上この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

お申込み時の注意

- ① お客様が請負者の店頭以外の場所でお申込みされ、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます）の適用を受ける場合、本書面を受領した日を含む8日間は、本書表面の請負者宛、書面により本申込みの撤回（契約が成立した場合は解除）を行なうことができ、その効力は、書面を発信したとき（郵便消印有効）より生じます。
- ② 上記①の記載に関わらず、お客様が、請負者が特定商取引法第6条第1項の規定に違反して本申込みの撤回又は契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認し、又は請負者が特定商取引法第6条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって本申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、当該請負者が交付した特定商取引法第9条第1項の書面を本申込みをされたお客様が受領した日を含む8日間は、お客様は上記①の方法により本申込みの撤回（契約が成立した場合は解除）を行うことができ、その効力は、書面を発信したとき（郵便消印有効）より生じます。
- ③ 上記①及び②による撤回、解除の場合、お客様は既に行われた工事につき費用の負担はなく、また、既に工事代金を支払っている場合は、速やかに、その全額の払い戻しを受けることができます。また、工事に使用する商品がお客様に引渡しながされている時は、その引き取りに要する費用は請負者の負担とします。さらに、建物等の原状回復を無償で行うよう求めることができます。なお、お客様が本申込みの撤回（又は契約の解除）に伴い請負者から損害賠償又は違約金の請求を受けることはありません。
- ④ 商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
- ⑤ ご契約時に締結する工事請負契約書には、次のとおり工事目的物に隠れた瑕疵がある場合の請負者の責任に関する定めが記載されております。

第19条（隠れた瑕疵の対応、工事保証） 乙は、甲に引渡した工事目的物に隠れた瑕疵があるときは法令の定めに基づき対応する。また、乙は、甲の乙に対する工事代金の支払い完了後、甲に対して工事保証書を発行し、この保証書に定める保証約款に基づいてアフターサービスを行うものとする。

- ⑥ ご契約時に締結する工事請負契約書には、次のとおり契約の解除に関する定めが記載されております。

第15条（甲の解除権）

第1項 甲は、この契約締結後、乙に書面により通知することにより本契約を解除することができるものとし、これによって生じる乙の損害を賠償する（但し、この契約が特定商取引法の適用を受ける場合で、着工前に解除する場合は乙が契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に年6%の割合の遅延損害金を加えた額、着工後に解除する場合は既に甲へ提供した工事の対価に年6%の割合の遅延損害金を加えた額をそれぞれ越えないものとする）。

第2項 甲は（1）乙が、正当な理由なく、着工期日を過ぎても工事に着手しないとき、（2）乙が、正当な理由なく工程表より著しく工期が遅れ、工期内または期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき、（3）乙が第3条の規定に違反したとき、（4）その他乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議の上清算する。

第3項 この契約が特定商取引法の適用を受ける場合、甲は、「契約内容を明らかにする書面」を受領した日（但し、この日より前に「申込みの内容を記載した書面」を受領した場合はその書面を受領した日）から起算して8日間は、書面により、本契約の解除を行うことができる。この場合、甲は何らの損害賠償義務も負わず、また既に請負代金を支払っている場合は、その金額の払戻しを受けることができ、また建物等の原状回復を無償で行うよう求めることができる。

第16条（乙の中止または解除権）

第1項 甲が前払金または部分払いの支払いを遅滞し、乙において相当の期間を定めて催告しても、なおその支払いがないとき、乙は工事を中止することができる。

第2項 乙は（1）乙の責に帰しえない事由による工事の延期または中止期間が工期の3分の1以上または2ヶ月以上になったとき、（2）甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の1以上減少したとき、（3）甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められたとき、（4）甲が請負代金の支払い能力を欠くことが明らかとなったとき、（5）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属する、または関係があると認められるときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、甲に損害の賠償を求めることができる（但し、この契約が特定商取引法の適用を受ける場合は、既に甲へ提供した工事の対価に年6%の割合の遅延損害金を加えた額を越えないものとする）契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議の上清算する。

第17条（融資利用）

第1項 甲は、請負代金の一部に充当するため乙の加盟するフランチャイズチェーンの本部（以下FC本部という）が指定する金融機関からの融資（以下融資という）を利用する場合、この契約締結後速やかに融資に必要な手続きを行うものとする。

第2項 前項の場合で万一融資の承認が得られないときは、その理由のいかんを問わず、甲乙いずれか一方より本契約を解除することができる。この場合、乙が既に受領済の請負代金がある場合は、乙は当該受領済請負代金の全額を無利子で、速やかに甲に返還するものとする。

※「お申込み内容」は、当社が申込みを承認後、「契約の内容を明らかにした書類」となります。

ご契約時の注意

- ① お客様が請負者の店頭以外の場所でご契約され、特定商取引法の適用を受ける場合、本書面を受領した日を含む8日間は、本書表面の請負者宛、書面により本契約の解除を行うことができ、その効力は、書面を発信したとき（郵便消印有効）より生じます。
- ② 上記①の記載に関わらず、お客様が、請負者が特定商取引法第6条第1項の規定に違反して契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認し、又は請負者が特定商取引法第6条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって契約の解除を行わなかった場合には、当該請負者が交付した特定商取引法第9条第1項の書面を契約をされたお客様が受領した日を含む8日間は、お客様は上記①の方法により契約の解除を行うことができ、その効力は、書面を発信した時（郵便消印有効）より生じます。
- ③ 上記①及び②による解除の場合、お客様は既に行われた工事につき費用の負担はなく、また、既に代金を支払っている場合は、速やかに、その全額の払い戻しを受けることができます。また、工事に使用する商品がお客様に引渡しながされている時は、その引き取りに要する費用は請負者の負担とします。さらに、建物等の原状回復を無償で行うよう求めることができます。なお、お客様が本契約の解除に伴い請負者から損害賠償又は違約金の請求を受けることはありません。
- ④ 商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。